



全社高障福発第 138 号①
日本セルフ発第 30-143 号①
平成 30 年 6 月 19 日

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター
会長 高江 智和理
<公印略>

「優先調達推進法」の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、『優先調達推進法に基づく国等による障害者施設等からの調達実績（平成 28 年度）について』（平成 29 年 12 月 27 日／厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課）によると、平成 28 年度の調達実績は件数・金額ともに平成 27 年度を上回りました。一方で、1 件あたりの金額は、約 15.3 万円から約 14.6 万円に減少しています。さらに、毎年度策定することが義務付けられている調達方針は、一部市町村において、年度当初に策定されていない状況が見受けられます（平成 29 年 5 月 31 日時点での調達方針策定状況：70.0%）。

全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、優先調達推進法の趣旨を都道府県や市区町村により一層理解いただくことで、社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなげたいと考えており、例年、優先調達推進法の公布日である 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」、6 月 20 日から 7 月 20 日までの 1 ヶ月間を「同月間」と定め、同法の周知・啓発を行っております。

つきましては、今年度も各社会就労センターにおかれましては、所在の自治体等に対する優先調達推進法の啓発活動にご協力くださいますようお願いいたします。啓発活動実施の際には、是非、優先調達推進法啓発ポスターとパンフレット（無料）をご活用ください。

なお、各都道府県・指定都市の障害保健福祉部局に対しても、別添写により同法の一層の活用を依頼しておりますので、ご承知おきください。

※ 自治体等に対して実施された啓発活動（対象、働きかけの内容、それに対する反応や成果等）については、事務局にご報告いただけますと幸いです（様式は問いません）。

<お問い合わせ・啓発ポスター等注文先（事務局）>

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：安藤、寺西、小高〕
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階
社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp
<http://www.selp.or.jp/yusen/index.html> （※ポスター・パンフレット掲載あり）